

宿泊行事に係る中止・延期の考え方

- 1 宿泊行事の実施に当たっては、実施施設まで安全に移動、活動できることが重要であることから、宿泊行事の実施期間中において、次に掲げるいずれかに該当する場合は、校長は総合的な判断のもと、宿泊行事の前日から当日にかけて、宿泊行事を中止し、又は延期するものとする。

- (1) 実施施設の在る自治体において、

- ア いずれかの特別警報（警戒レベル 5 相当）の発表が見込まれる場合、又は危険警報（警戒レベル 4 相当）の発表が見込まれ、かつ実施施設までの移動において、安全面で明らかに懸念を生じることが予測される場合

- イ 暴風警報又は暴風雪警報の発表が見込まれる場合

- ウ 敷地の一部に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 13 年 4 月 1 日施行）」に基づくレッドゾーン・イエローゾーンの指定を受けている施設においては、土砂災害警報（警戒レベル 3 相当）の発表が予測される場合

- (2) 川崎市において、

- ア 登校時に、いずれかの特別警報（警戒レベル 5 相当）の発表が見込まれる場合、又は危険警報（警戒レベル 4 相当）の発表が見込まれ、かつ安全面で明らかに懸念が生じることが予測される場合

- イ 登校時に、暴風警報又は暴風雪警報の発表が見込まれる場合

- 2 宿泊行事の実施前に、その他自然災害等（地震、噴火等）が実際に発生した場合においては、校長は、次に掲げる内容に沿って判断を行い、中止又は延期を決定するものとする。

- (1) 実施施設の在る自治体又は川崎市において、

- ア 震度 5 強以上の地震が観測された場合

- (ア) 施設設備や地域における被災状況の把握を行う必要があることから、発生した日及びその翌日に開始する宿泊行事については原則、中止、又は延期とする。

- (イ) 発生した日の翌々日以降に開始する宿泊行事は原則として実施するが、学校が臨時休業となっている場合、被災状況が甚大な場合、実施施設の属する自治体で同規模の余震が発生した場合は、安全な

宿泊行事の実施が困難であると明らかに見込まれることから、校長は総合的な判断のもと、宿泊行事を中止し、又は延期することができるものとする。

イ 実施施設付近の山が、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）以上に引き上げられた場合

3 前二条で規定する災害以外に、往復の経路における事故等の状況により交通に支障が生じる可能性が高い、又は施設内の事故や感染症のまん延等により自然教室の安全な実施が困難と判断される場合は、校長は、教育委員会事務局との協議を経て、中止、又は延期することができる。

4 宿泊行事の実施中に、上記1の各号に示す場合と同等の状況が生じたときは、校長は、次のとおり対応する。

- (1) 施設管理者の避難指示に基づき、児童生徒の安全を第一として、避難等を最優先するものとする。
- (2) バス等による交通手段の確保が可能なときは、行程の繰上げ等により、速やかに帰路につく等の対応を行うものとする。